東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号

日本橋税理士法人

瀧田ビ/ Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL http://www.hamahira.com **人名** 編 集 税理士 浜平 純一 取 材 塩野・溝口・谷井・日山

News a

来年から変わる相続税

平成25年度税制改正により、相続税の仕組みが 平成27年1月1日以後の相続から大きく変わりま す。今回はその改正内容を確認していきます。

改正その① 遺産に係る基礎控除額

·改正前

5000万円+1000万円×法定相続人の数

• 改正後

3000万円+600万円×法定相続人の数

改正その② 相続税の税率構造

• 改正前

1000万円以下:10%

1000万円超3000万円以下:15%

3000万円超5000万円以下:20%

5000万円超1億円以下:30%

1億円超3億円以下:40%

3億円超:50%

• 改正後

1000万円以下:10%

1000万円超3000万円以下:15%

3000万円超5000万円以下:20%

5000万円超1億円以下:30%

1億円超2億円以下:40%

2億円超3億円以下: 45%

3億円超6億円以下:50%

6億円超:55%

改正その③ 税額控除

(1) 未成年者控除

• 改正前

20歳までの1年につき6万円

• 改正後

20歳までの1年につき10万円

(2) 障害者控除

• 改正前

85歳までの1年につき6万円(特別障害者は1 2万円)

• 改正後

85歳までの1年につき**10万円**(特別障害者は**20万円**)

改正その④ 小規模宅地等の特例

- (1)居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度 面積
- ・改正前

限度面積240㎡(減額割合80%)

・改正後

限度面積330㎡(減額割合80%)

- (2) 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適 用面積
- 改正前

特定居住用宅地等: 240㎡ 特定事業用等宅地等: 400㎡ 合計400㎡まで適用可能

• 改正後

特定居住用宅地等:330㎡ 特定事業用等宅地等:400㎡ 合計730㎡まで適用可能

☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

1.6月分源泉所得税の納付

2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

4. 8月·11月·2月決算法人の消費税中間申告

納付期限·····7月10日 申告期限·····7月31日

申告期限・・・・・7月31日

申告期限・・・・・7月31日